

# 北広島市保健福祉計画検討委員会

## 第2回 障がい福祉部会

日時：令和2年8月3日（月） 全体会終了後

場所：北広島市役所 3階 会議室3D

### ～ 会議次第 ～

1 開会

2 部会員紹介、事務局紹介

3 部会長選出

4 職務代理者の指名

5 審議事項

障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

策定に係る基本的方向性と策定スケジュールについて

6 報告事項

アンケート調査の実施について

7 その他

8 閉会

## 北広島市保健福祉計画検討委員会

### 障がい福祉部会委員名簿

氏名	所属	区分
米沢 晴美	医療法人 風のすずらん会 北広島メンタルクリニック	保健医療
奥田 孝喜	社会福祉法人 北ひろしま福祉会	福祉サービス
若狭 聡美	社会福祉法人 北海長正会	福祉サービス
松坂 優	社会福祉法人 えぼっく	福祉サービス
西野 克俊	星槎道都大学	学識経験者
加藤 裕子	北広島市しょうがい児者を持つ親の会	福祉関係団体
森 正人	北広島市立西の里小学校 陽香分校	障がい者自立支援協議会
近藤 里枝	一般公募	公募

北広島市保健福祉計画検討委員会

障がい福祉部会事務局名簿

氏名	所属
広田 律	子育て支援部
奥山 衛	保健福祉部 福祉課
柄澤 尚江	保健福祉部 高齢者・障がい者相談担当
濱田 真吾	子育て支援部 子ども発達支援センター
松本 泰暢	保健福祉部 福祉課 障がい福祉担当
片山 裕太	保健福祉部 福祉課 障がい福祉担当
五十嵐 陽子	保健福祉部 高齢者・障がい者相談担当
高屋 健一郎	子育て支援部 子ども発達支援センター 相談支援担当
播磨 恵子	子育て支援部 子ども発達支援センター 地域支援担当
阿部 洋子	子育て支援部 子ども発達支援センター 通所支援担当

## 障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

### 1 現在の計画について

当市の現在の計画は、平成30年度から令和2年度までを計画期間とし、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」と障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第5期障がい福祉計画」・「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画（「北広島市障がい支援計画」）である。

障がい者福祉計画は、国が定める障害者基本計画や都道府県が定める障害者計画を基本とし、「障がいのある方にやさしい生活環境を整える」「障がい福祉サービスを充実させる」等、支援にあたっての基本的な方向性を定めた計画。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスについての必要な量の見込みや、それを確保するための方策等を定めた計画。なお、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、法の規定により、3年を1期として計画期間と定め、国が定める基本指針に基づき、障がい福祉サービスの数値目標など具体的な支援策を策定することとされている。

### 2 次期計画策定に係る動向

#### (1) 障がい者福祉計画について

国が策定する障害者基本計画については、現計画（第4次）の計画期間が平成30年度から令和4年度までとなっており、令和5年度に改訂予定である。

※ 障害者基本計画に基づく北海道の『第2期北海道障がい者基本計画』の計画期間は、平成25年度から令和4年度まで。

#### (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

障がい福祉計画の策定は平成18年の障害者自立支援法の施行より、障がい児福祉計画の策定は平成28年の児童福祉法の一部改正より、義務付けられた。国は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、令和2年5月に障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を告示し、都道府県及び市町村はそれに即して作成することとされている。

### 3 次期計画策定に係る基本的な考え方

#### (1) 北広島市障がい者福祉計画について

次期計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び第2期北海道障がい者基本計画を踏まえ、現計画期間に行われた障がい施策の動きなどを整理し、次期計画を策定していくこととする。

#### (2) 第6期北広島市障がい福祉計画について

次期計画の策定にあたっては、現計画で策定した施策や数値目標・障がい福祉サービス等の見込量等について、その実績の分析・評価を行い、国が定める基本指針との整合性を図りながら、次期計画を策定していくこととする。

#### (3) 第2期北広島市障がい児福祉計画について

次期計画の策定にあたっては、現計画で策定した施策や数値目標・障がい児福祉サービス等の見込量等について、その実績の分析・評価を行い、国が定める基本指針との整合性を図りながら、計画を策定していくこととする。

前述した、障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の策定は、計画期間を令和3年度から令和5年度の3ヶ年とし、「北広島市障がい支援計画」として、一体的に策定していくこととする。

## 4 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る国の基本指針について【抜粋】

【障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項】

### (1) 基本的理念

- ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- イ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ウ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- エ 地域共生社会の実現に向けた取組
- オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- カ 障がい福祉人材の確保【新規】
- キ 障がい者の社会参加を支える取組【新規】

### (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ア 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- イ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実【一部新規】
- エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- オ 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実【新規】
- カ 依存症対策の推進【新規】

### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ア 相談支援体制の構築
- イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ウ 発達障がい者等に対する支援
- エ 協議会の設置等

### (4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ア 地域支援体制の構築
- イ 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ウ 地域社会への参加・包容の推進
- エ 特別な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児・医療的ケア児・強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児・虐待を受けた障がい児）に対する支援体制の整備
- オ 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 5 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

別紙資料1を参照。

6 北広島市の障がい福祉各計画策定期間の状況（イメージ）

17年度		障がい者 福祉計画  20年度に見直し		第1期 障がい 福祉計画
18				
19				
20				
21		障がい者 福祉計画	第2期 障がい 福祉計画	
22				
23				
24		障がい者 福祉計画	第3期 障がい 福祉計画	
25				
26				
27		障がい支援計画		
28		障がい者 福祉計画	第4期 障がい 福祉計画	
29				
30		障がい支援計画		第1期 障がい児 福祉計画
1		障がい者 福祉計画	第5期 障がい 福祉計画	
2				
3		障がい支援計画		第2期 障がい児 福祉計画
4		障がい者 福祉計画	第6期 障がい 福祉計画	
5				

## 7 次期計画策定の主な作業内容

- (1) 障がい児・者に係る施策の改正や、制度改革の動きなどを整理し、保健福祉計画検討委員会（障がい福祉部会）で十分に議論し計画に反映する。
- (2) 北広島市民の意見を聴取し、計画に反映させるためアンケート調査を実施する。  
※その他、計画相談支援事業所向けの調査（地域ニーズの把握）等を実施。
- (3) 国が定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針に沿い、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等に係る数値目標と見込量について、これまでの実績や地域の実情を考慮しながら、新たに成果目標と活動指標に整理したうえで、令和 5 年度末までの目標を設定する。
- (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき、「北広島市障がい者自立支援協議会」に計画に対する意見等の聴取を行う。



## 8 次期計画策定に係るスケジュール（予定）

日程	会議等	主な内容	備考
2/14	保健福祉計画検討委員会		
	障がい福祉部会	現計画進行管理 次期計画策定スケジュール等	
6/15-6/24	障がい福祉部会	アンケート調査の実施	
7/13-7/31		アンケート調査	
			7/31 前委員任期満了
8/3	保健福祉計画検討委員会		現委員の選任
	障がい福祉部会	部会長選任 次期計画策定の概要及びスケジュール等	
9-11月	【障がい福祉部会を複数回開催予定】	アンケート調査結果報告 現計画の施策評価 計画素案の検討	
11月		計画素案の確定	
12-1月		パブリックコメント募集	
2月		計画案の確定	
3月下旬		計画の策定	

※ 進捗状況等によって開催の有無や時期等が変更となる場合があります。

# 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

## 3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3カ月後 69%以上、6カ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍  
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

## アンケート調査の実施について

### 1 調査の目的

「北広島市障がい支援計画」は障害者基本法に基づく障がい者福祉計画、障害者総合支援法に基づく第6期障がい福祉計画、児童福祉法に基づく第2期障がい児福祉計画の3つの計画を一体的に策定するものです。

本調査は、障がい者施策を更に充実するため、障がいのある方の生活状況や障がい福祉サービスの利用実態をはじめ、サービス利用の有無に関わらず障がい当事者及び他の市民意見やニーズ等を把握し、それらを可能な限り計画に反映することを目的に実施します。

### 2 調査期間

7月13日（月）～7月31日（金）

### 3 調査対象者

①	市内在住者のうち 65 歳未満で障がい福祉サービス等を利用している児・者	723 名
②	市内在住の 65 歳未満で障がい者手帳所持者のうち障がい福祉サービス等未利用の児・者 (障がい種別や年齢に偏りが無いよう配慮し、各属性ごとに無作為抽出)	300 名
③	18 歳以上 65 歳未満の市民（無作為抽出）	700 名

※障がい福祉サービス等とは、介護・訓練等給付、障がい児通所支援及び地域生活支援をいいます。

### 4 調査の方法

郵送による調査票の配布・回収

### 5 調査票について

- (1) 『福祉に関するアンケート調査』…調査対象者①・②を対象
- (2) 『北広島市障がい支援計画策定に向けた市民意識調査』…調査対象者③を対象

### 6 回答の状況（7月31日現在）

- (1) 『福祉に関するアンケート調査』  
回答者数 462 名 （回答率 45.2%）
- (2) 『北広島市障がい支援計画策定に向けた市民意識調査』  
回答者数 240 名 （回答率 34.2%）